

第1部 基本的な方針

I. 要望

世界経済フォーラム発表のジェンダーギャップ指数で153か国中121位(2019年)となり、女性の人権が十分に保障されていないことが明らかになりました。人権はジェンダーやセクシュアリティにかかわらず全ての人々が享受できるものであるため、早急かつ確実に成果に結びつく取り組みが求められています。よって、下記の点を強く要望します。

- ・ p.1の1の目指すべき社会において、男女共同参画基本法の前文にもあるように憲法の理念である個人の尊重と法の下での平等、多様な生き方の尊重、そして暴力のない平和な社会について言及することが重要です。具体的には次の記載を要望します。
 - ① 日本国憲法13条(個人の尊重)、14条(法の下での平等)、15条(普通選挙の保障)、24条(個人の尊厳と両性の本質的平等)、25条(生存権)、26条(教育を受ける権利)、27条(労働の権利)および女性差別撤廃条約に基づく、公正で多様性に富んだ社会
 - ② 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、活力のある持続可能な社会
 - ③ 男女の人権が尊重され、多様な生き方を選ぶことによる偏見や差別及び社会構造を原因とする暴力を含むあらゆるジェンダーに基づく暴力に苦しまず、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ④ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に負担を担い、充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ⑤ 女性の中でも、在日コリアン等の在日・滞留外国人、難民、障がい者、女兒、性的少数者といった、より困難な状況に置かれた女性に対する複合差別が根絶され、すべての人々の人権が擁護される真の共生社会
 - ⑥ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する誰一人取り残さない社会
- ・ 上述のような「自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる」社会と「多様な生き方を選ぶこと」ができる社会を実現するためには、男性の片働きを前提とした世帯を一単位と見る現在の社会保障制度や慣行、民法を、個人単位の制度、慣行、法律へ早急に変える必要があります。
- ・ p.2の2の(1)の3段落目に関しては、地方において、教育の質の向上や女性の社会進出に対す根強い偏見をなくすための取り組みも求められます。地方から大都市圏への若年者への流出は就職に伴うものだけでなく、大学進学に伴うものもあるためです。

II. 評価点

- ・ p.3の2の(2)の4段落目で、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが幼少期から形成される傾向に注意を払うことの重要性に触れている点を評価します。同時に、成果を確実なものとするため、具体的な取り組みが記載されることを期待します。
- ・ p.9の3の(1)の①にて、若年世代を主体とした取組との連携を目指している点を評価します。現在、若者

の意見や意思は非公式の場で伝えられるにとどまっているため、意思決定の場に含まれるよう期待します。

- ・ p.10 の3の(1)の⑦で、女性の中でも、在日コリアン等の在日・滞留外国人、難民、障がい者、女兒、性的少数者といった、より困難な状況に置かれた女性に対してのきめ細やかな支援の必要性に触れている点を評価します。複合差別を撤廃し、すべての人の人権が擁護される真の共生社会が実現されるよう期待します。

III. 要望

- ・ p.3 の2の(2)にて、ケア・ワークに関連した社会的サービス(保育施設の充実等)の拡充を盛り込むことを求めます。職場と家庭での役割の両立が可能な人だけでなく、社会の全構成員が生涯にわたって自立した生活を送ることが望まれます。
- ・ p.5 の2の(3)の5段落目において、予定時期を明示した上でクォータ制の導入に関する内容を加えていただきたいです。政治分野における男女共同参画推進法の成立は、女性の政治参画を進める上で評価できますが、努力義務を定めるにとどまっています。国際的な水準での参画を実現するためにはクォータ制の早期導入が欠かせません。
- ・ p.7 の2の(6)の6段落目に関しては、ジェンダーに配慮した対策を実施すべきです。新型コロナウイルス感染症の流行により、下記の通り、社会構造が原因で女性がより弱い立場に置かれていることが明らかになっているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、ジェンダー主流化、ジェンダーに配慮した視点が皆無です。このようにジェンダーへの配慮が見られないのは、政治分野をはじめとした意思決定機関に関与する女性が少ないことが要因であることは言うまでもありません。
(新型コロナウイルス感染症の流行により悪化したジェンダー差別の事例)
 - 家庭内暴力の増加
 - 性教育の不足による10代の妊娠件数増加
 - 特別定額給付金が個人ではなく世帯主に支給され、経済的にパートナーの支配下に置かれている場合は十分に活用できない。